

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	放射性物質簡易検査機器保守点検業務委託	07 医療・理 化学機器保 守等	EMFジャパン株式会社	1,628,000	R5.12.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	もと南方診療所境界確定測量等業務委託	13 その他代 行	公益社団法人 大阪公共 嘱託登記土地家屋調査士 協会	1,882,070	R5.12.5	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
3	保健衛生システム運用保守業務委託(長期 継続)	10 情報処理	日本コンピューター株式会社	23,661,000	R5.12.27	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

## 特名随意契約理由書

### 1 案件名称

放射性物質簡易検査機器保守点検業務委託

### 2 契約の相手方

EMF ジャパン株式会社

### 3 随意契約理由

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質の環境汚染が発生した。そのため、厚生労働省は食品衛生法の規定に基づき、食品に対する放射性物質の基準値を設定し、基準値を超えた食品は違反食品として取り扱っている。大阪市では、市民の不安払拭と食品の安全性を確保するため、平成23年7月からモニタリング検査を開始し、また、平成24年1月からは保健所各生活衛生監視事務所（5か所）、中央卸売市場食品衛生検査所、中央卸売市場東部市場食品衛生検査所及び食肉衛生検査所に放射性物質簡易検査機器を各々整備し、食品のスクリーニング検査を実施している。

当該機器は、食品中の放射性物質（ $\gamma$ 線放出核種）をNaI（Tl）シンチレーション検出器にて測定しており、放射性セシウムの測定下限値を25Bq/kg以下に維持しながら測定する必要があるため、極めて精密に設計されている。また、当該検査の結果は、食品の被収去者に検査成績書として発行しているほか、本市ホームページを通じて市民に広く公開している。そのため、検査結果は慎重に取り扱う必要があり、機器の性能が検査結果に反映されるので、定期的に点検及び校正を行い検査の信頼性を確保する必要がある。よって、「大阪市が設置する食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」第4条に基づく保守点検を実施する。

当該機器はEMF ジャパン株式会社の独自技術により開発されたものであり、同機器の販売、保守点検及び修理のすべてをEMF ジャパン株式会社のみが行っている。よって、EMF ジャパン株式会社以外では当該機器の保守点検を行うことができないことから、今回、保守点検業務委託契約をEMF ジャパン株式会社と締結することとする。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

健康推進部生活衛生課（食品衛生グループ）

（電話番号 06 - 6208 - 9991）

## 随意契約理由書

1 案件名称       もと南方診療所境界確定測量等業務委託

2 契約相手方     公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 3 随意契約理由

本業務は、平成 18 年 11 月に公用廃止し処分検討地として当局が所管しているもと南方診療所（以下「本件用地」という。）の売却を行うにあたり、必要となる土地測量等を行うもので、該当財産の用地の①調査業務（資料調査・立会等）②測量業務（面積測量等）③各種書類の作成（境界確定図・越境図等）等の業務がある。

本件用地については、土地の形状が特徴的なため隣接する地権者が多数存在しており、昭和 55 年の診療所建設当時より隣接する地権者との間で境界確定協議を行っているが、今後売却するにあたり締結済の境界確定協議が有効であるかの確認や用地の一部においては、当初より境界協議が難航しており、その境界の確定にあたっては、隣接する民地同士の境界確定も必要であり、一部不法占拠を疑う状況も発生している。これらの作業について、土地の調査、測量、境界線の明示にかかる筆界確認書の作成、法務局の公図訂正、地積測量図の作成等の業務が発生する。不法占拠が疑われる事例に対して速やかな対応を行い、用地売却を円滑に進めるため、これらを短期間に一括して実施する必要がある。また、市民の財産を守る観点からも迅速かつ適正で確実な履行体制を構築して業務遂行する必要がある。

官公署（国または国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請は、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における正確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和 60 年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、当該業務を迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、上記法人に随意契約するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当

### 5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

保健衛生システム運用保守業務委託

### 2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社

### 3 随意契約理由

保健衛生システムは、日本コンピューター株式会社が独自の技術により開発したシステムであり、運用保守については上記業者以外では技術面の対応が不可能であり、上記業者以外が実施した場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明になり、著しい支障がでる恐れがあることから、本件業務を委託することが対応できるのは、開発業者である日本コンピューター株式会社のみである。以上のことから、特名により上記相手方と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市保健所保健医療対策課（保健情報グループ）（電話番号 06-6647-0685）